

# 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会議事録

## 1 日時

平成20年3月21日(金) 15:00～17:00

## 2 場所

最高裁判所大会議室

## 3 出席者(敬称略,五十音順)

### (委員)

井上正仁, 植村立郎, 江藤洋一, 大谷剛彦, 大野恒太郎, 岡田雄一, 小川正持, 小野正典, 甲斐中辰夫, 川崎和彦, 小泉博嗣, 酒巻匡, 椎橋隆幸, 鈴木和宏, 高橋利文, 竹之内明, 中川了滋, 堀籠幸男, 深山卓也, 明賀英樹, 山本和彦, 山本克己, 横畠裕介, 渡辺恵一

### (幹事)

安東章, 伊藤雅人, 井上宏, 上富敏伸, 碓井久雄, 大澤裕, 大坪和敏, 岡慎一, 甲斐行夫, 甲斐淑浩, 河津博史, 北村滋, 合田悦三, 齊藤啓昭, 佐藤達文, 西村健, 花村良一, 林隆峰, 番敦子, 平木正洋, 松村徹, 安原義人, 山下幸夫

## 4 諮問事項

- 1 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

## 5 配布資料

### (資料)

- 1 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会諮問事項
- 2 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案
- 3 刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案
- 4 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員等名簿

### (参考資料)

- 1 法律と規則の対応関係
- 2 裁判員規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要
- 3 要綱案中の項目一覧
- 4 法律の新旧対照条文(抄)

- 5 刑訴規則及び被害者保護規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要
- 6 被害者参加制度の規則要綱案について
- 7 損害賠償命令制度の規則要綱案について
- 8 法律の新旧対照条文（抄）

## 6 議事録

小川委員 最高裁判所事務総局刑事局長をしております委員の小川でございます。お時間になりましたので、ただいまから、最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開催いたします。

最初に当諮問委員会の委員長についてお諮りいたします。

現在、この諮問委員会の委員長ですが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりまして、「委員会の委員長は、委員会の委員が、互選する。」とされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員として提案させていただきますと、従来最高裁判所判事である委員が選任されておりました。今回もこれに倣い、甲斐中委員に委員長をお願いしたいと私としては考えておりますけれども、この点はいかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

小川委員 それでは、甲斐中委員に委員長をお願いすることになりましたので、甲斐中委員よろしくお願ひ申し上げます。

甲斐中委員長 ただ今、委員長になるようにとの互選出をいただきましたので、この会の進行役を務めさせていただきますと存じます。どうかよろしくお願ひいたします。

本委員会の諮問事項は、あらかじめお配りしております資料1にありますとおり、1「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」、2「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

1の裁判員の関係については、部分判決制度や証人尋問の記録媒体への記録等に関する事項、2の被害者保護の関係については、被害者参加制度や損害賠償命令制度に関する事項であります。いずれも、裁判員制度及び被害者保護の制度を円滑に実施する上で、重要なものでありますので、忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。審議の進め方は、お手元の進行予定表に従いまして、担当の幹事から説明をした上で、皆様の御意見をお伺いし、だいたい5時ころまでを目処に審議をしたいと思います。

それでは、まず、配布資料と議事録の作成について、齊藤幹事から説明してください。

齊藤幹事 最高裁判所事務総局刑事局第二課長をしております幹事の齊藤でございます。私の方から、配布資料と議事録の作成について御説明申し上げます。

まず、資料1は、本委員会の諮問事項でありまして、その内容は、ただいま委員長から御紹介があったとおりです。資料2及び3は、事務局で作成した要綱案であります。内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。資料4は、本委員会の委員、幹事等の名簿です。そのほか、参考資料といたしまして、今回改正をする規則と法律の対応関係を示したもので、裁判員制度関係の参考資料として、「裁判員規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要」、「要綱案中の項目一覧」、「法律の新旧対照条文」を、また、被害者保護関係の参考資料として、「刑訴規則及び被害者保護規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要」、「被害者参加制度の規則要綱案について」、「損害賠償命令制度の規則要綱案について」、「法律の新旧対照条文」をお配りしております。

続きまして、議事録の取扱いについてお諮りしたいと思います。最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえ、議事録に発言者名を明記しております。本委員会においても、これと同様の扱いをしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

甲斐中委員長 ただいまの齊藤幹事の説明について、御質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。御意見もないようですので、議事録については、発言者名を明記するという方向で作業を進めたいと思います。

次に、小川委員から諮問の趣旨について説明してください。

小川委員 それでは、私の方から、諮問の趣旨について御説明申し上げます。参考資料1「法律と規則の対応関係」も併せて御参照ください。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」が平成19年5月22日に成立し、同月30日に公布されました。この法律は、裁判員法及び刑事訴訟法等の一部を改正するものであり、部分判決制度や証人尋問等の記録媒体への記録等に関し、所要の規定を整備すること等を内容とするものでございます。部分判決制度とは、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができる制度でございます。また、証人尋問等の記録媒体への記録は、裁判員裁判における充実した評議等を可能とすることを目的とするものでございます。

次に、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が、平成19年6月27日に公布され、既に施行されている一部の規定を除いて平成20年12月26日までの政令で定める日から施行されます。この法律は、刑事訴訟法、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律等を改正し、被害者参加制度、損害賠償命令制度などについて定めたものです。

最高裁判所といたしましては、「裁判員制度」並びに「被害者参加制度」及び「損害賠償命令制度」の円滑な運用を図るため、施行に向けた準備を進めておりますが、その一環として、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」、「刑事訴訟規則」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則」の一部改正が必要と判断いたしまして、これまでに、法務省、日弁連との協議を重ねるとともに、委員、幹事の一部の方にお集まりいただきまして準備会を開催して御議論いただき、その結果を反映させて資料2及び3の要綱案を作成いたしました。

ところで、最高裁判所規則を定めるにつきましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけでございますが、最高裁判所は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができることとされており、諮問事項は、先ほど御紹介にありましたとおり、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」、それから「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ということとございますが、本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。

今後のスケジュールにつきましては、本委員会における御議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成した上、最高裁判所裁判官会議で審議、決定をいただく予定であります。

以上でございます。

甲斐中委員長 それではこれから実質的な審議に入りますが、まず、資料2の裁判員関係の要綱案の内容について担当の齊藤幹事から説明してもらうことにします。

齊藤幹事 それでは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」について御説明いたします。併せて参考資料2「裁判員規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要」及び参考資料3「要綱案中の項目一覧」を、御参照ください。

はじめに、要綱案のうち、「第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正」の部分について御説明いたします。

まず、部分判決制度に関する項目について御説明いたします。要綱案第一の三番以降を御覧ください。三番は、区分審理決定等の請求について、原則として書面を差し出す方式によらなければならないことと

するものです。四番から六番は、裁判員法の委任により、区分審理決定、区分審理決定の取消し及び変更決定、区分審理の順序に関する決定等をするには、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないこととするものです。七番は、区分審理の順序に関する決定の告知について、通知の方法によることとするものです。八番は、区分事件の審理における当事者等の意見陳述について、弁論の時期等に関する刑訴規則を準用するものです。これにより、区分事件の審理においても、従来の論告・弁論等と同様、被告人・弁護人に最終陳述権が与えられることとなります。また、証拠調べ後の意見陳述は、証拠調べ後できる限り速やかに行わなければならない、争いのある事実についての意見陳述は、意見と証拠との関係を具体的に明示して行わなければならないこととなります。そして、裁判長は、当事者の意見陳述の時間を制限できることとなります。加えて、被害者参加人の意見陳述は、検察官の意見陳述後速やかに行われ、裁判長は、被害者参加人の意見陳述の時間を定めることができるということとなります。九番は、部分判決に対しては、控訴をすることができないことから、上訴期間等の告知を定める刑事訴訟規則220条の規定を適用しないものとするものです。十番は、区分事件審判に関する公判調書についてのものです。改正裁判員法82条1項ただし書におきまして、「部分判決を宣告する公判期日の調書等については、その公判期日後10日以内に整理すれば足りる」とされたことに伴いまして、公判調書の記載の正確性について異議の申立てをするに当たっては、この公判調書を整理すべき最終日を異議申立期間の起算日とするものです。判決宣告調書に関する、現行の刑事訴訟規則52条2項にならなくなったものとなります。十一番は、併合事件審判のための公判手続の更新に関するものです。改正裁判員法87条が、併合事件審判においては、「併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件の公判手続を更新しなければならない。」と規定していることを受けて、更新の具体的な方法を示すものです。更新の手続について申し上げますと、まず、部分判決で示された事項を明らかにいたします。この事項については、併合事件の裁判をするに際して拘束されることとなりますので、被告人の弁解を聴く必要はないということとなります。次に、訴訟関係人の意見を聴いた上、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件審判の公判期日で取り調べた証拠を取り調べることとなります。そして、取り調べた証拠に対する訴訟関係人の意見等を聴取するということとなります。なお、更新の手続については、従前、刑事訴訟規則213条の2で規定されていたところではありますけれども、部分判決制度におきましては、区分事件の判決を前提として併合事件の審理及び判決を行うということとなりますので、そのことも踏まえて、更新の手続について新たに項目を設けることといたしました。十二番は、併合事件裁判の通知に関するものです。区分事件審判における裁判員又は補充裁判員で裁判員法84条により任務が終了したものに対して、併合事件裁判をしたことを通知することとするものです。これらの者については、裁判員法108条4項により、秘密漏示罪との関係で、併合事件裁判がなされるまではなお裁判員とみなされることなどとの関係から、併合事件裁判があったことを通知する必要があると考えられます。要綱案第一の十三番から十五番については後ほど御説明させていただくことといたしまして、次に、選任予定裁判員に関する項目について御説明いたします。要綱案第一の十六番以降を御覧ください。十六番ないし二十三番、二十六番及び二十七番は、いずれも、改正裁判員法において、部分判決制度の創設に伴い選任予定裁判員の選定に関する項目が設けられたことなどを受け、旅費・日当の支給対象、裁判員等選任手続期日の変更の通知の対象、裁判員等選任手続調書の記載要件に「選任予定裁判員」という文言を加えるなどの技術的な変更を行うものです。このうち、二十七番について補足して申し上げますと、これは、選任予定裁判員に関する手続関係の書類についても、謄写禁止の対象とする手当てをするものとなります。具体的に言いますと、選任予定裁判員の選定、選定の取消し、裁判員等への選任、公務所等に対する照会等、一連の手続に関する書類が謄写禁止の対象となります。二十四番及び二十五番につきましては、選任予定裁判員のみに関するものではないので、後ほど御説明いたします。二十八番は、裁判員法の委任を受けた、選任予定裁判員の選定方法についてのものです。裁判員規則33条の規定する裁判員及び補充裁判員の選任方法に準じた内容としております。二十九番は、裁判員法の委任により、選任予定裁判員の選定の取消しについて、当事者の意見を聴かなければならないとするものでありまして、三十番は、選任予定裁判員の選定を取り消す決定の告知は、通知の方法によるものとするもので

す。三十一番は、選任予定裁判員の選定の取消請求却下決定に対する異議の申立てに関しまして、即時抗告に関する刑訴規則の規定を準用するなどとするものです。三十二番は、選任予定裁判員の申立てにより選定の取消しの判断をする際に、選任予定裁判員に対し、資料提出を求めることができるとするものです。

続きまして、裁判員規則の改正に関するその他の項目について御説明いたします。戻っていただきまして、要綱案第一の一番及び二番を御覧ください。一番及び二番は、訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録についてのものです。一番は、記録媒体に記録する旨の決定をした場合には、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならないとするもの、二番は、訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体について、鑑定人の謄写を禁止する刑事訴訟規則を準用するものです。とびまして、要綱案第一の十三番から十五番を御覧ください。これらは、改正裁判員法で、訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録や、部分判決制度に関する規定が設けられたことに伴い、これらに関する事項を、証人等の尋問調書及び公判調書の記載要件に加えるとともに、立ち会った裁判員等の氏名に代えて符号を記載する旨の項目を検証調書に準用するとするものです。続きまして、要綱案第一の二十四番及び二十五番を御覧ください。二十四番は、裁判員等選任手続において、不選任決定の請求を却下する決定に対する異議申立てがなされたような場合の便宜を考えて、裁判員等選任手続の期日における陳述の全部又は一部について、録音することができるとするものです。二十五番は、二十四番の録音体を裁判員等選任手続調書に引用することができるとするものです。裁判員等選任手続調書には、裁判員規則26条によりまして、裁判員候補者に対する質問及びその陳述、裁判員候補者が質問に対する陳述を拒んだこと及びその理由、不選任の決定の請求その他の申立て、異議の申立て及びその理由、決定及び命令等について記載することとされております。録音体を引用することができるのは、これらの記載事項のうち、裁判員候補者に対する質問及びその陳述並びに裁判員候補者の申立て部分に限られます。裁判員等選任手続において、裁判員の選任に関して異議が申し立てられた場合は、録音体を再生聴取する方法で対応することが可能であり、裁判員候補者に対する質問及び陳述等の内容を後日確認する必要があることもほとんど想定し難いことから、録音体を引用することができることとしております。続きまして、要綱案第一の三十三番を御覧ください。これは、裁判員及び補充裁判員の作るべき書類については、公務員以外の者が作るべき書類の例によることとするものです。裁判員及び補充裁判員は、裁判所の非常勤職員として扱われるため、特別の定めがない限り、作成する書類については、所属の官公署の記載や厳格な加削方法が求められることになり、また、押印に代わる指印が認められないこととなります。しかし、裁判員及び補充裁判員は広く国民一般から無作為に選任されて、臨時に裁判という国の事務に従事するものであり、通常一般の公務員の作成すべき文書と同様の方式を備えるよう要求することは相当ではないことから、公務員以外の者が作るべき書類の例によることとしています。

続きまして、要綱案のうち、「第二 刑事訴訟規則の一部改正」の部分について御説明いたします。

要綱案第二の一番、二番及び四番を御覧ください。これらは、刑事訴訟法において、連日的開廷を踏まえ、公判調書の整理期限が伸長されたことに伴うものです。

すなわち、裁判員法の改正に伴い、公判調書の整理期限に関する刑事訴訟法48条3項ただし書が改正され、例えば、判決宣告調書の整理期限を当該公判期日後7日以内とするなどの手当てがされました。これを受けて、要綱案第二の一番は、これまで判決宣告調書の整理期限を原則として即日としていた刑事訴訟規則52条1項を削るとともに、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の起算日を、その公判調書を整理すべき最終日としています。要綱案第二の二番は、速記録が添付された公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の起算日に関しまして、要綱案第二の一番と同様の取扱いとするものです。要綱案第二の四番は、要綱案第二の一番により、刑事訴訟規則52条1項を削ったことに伴い、即決裁判手続における公判調書の整理期限に関する刑事訴訟規則222条の19第1項の規定から、「刑事訴訟規則52条1項の規定にかかわらず」との文言を削除するものです。続きまして、要綱案第二の三番を御覧ください。これは、公判調書が未整理の間において、当事者に、録音体等を再生する機会を与え、これにより、裁判所書記官による、前回の公判期日における証人の供述の要旨の告知を不要とすることなどを内容

とするものです。要綱案第二の五番及び六番を御覧ください。これらは、公判調書における録音体の引用及び録音体の内容を記載した書面の作成についてのものです。裁判員制度の施行に伴いまして裁判所書記官の負担が増大することから、裁判所が相当と認め、当事者が同意したときは、録音体を引用して公判調書の一部とすることができるとするとともに、判決の確定前に当事者から請求があった場合や上訴の申立てがあった場合などにおきまして、録音体の内容を記載した書面を作成することを内容とするものです。公判調書に録音体を引用する事件としては、主として、現在、1回結審での処理がなされているような事件、例えば、現在、即決裁判手続で処理されている事件に準じるような事件を想定しております。

裁判員規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案についての説明は、以上です。

甲斐中委員長 それでは、以上御説明がありました要綱案について、御意見をいただくこととします。まず、この要綱案について皆様の方で何か御意見、御質問はございますか。

それでは、ないようですので、次へ移らせていただきます。

続きまして、資料3の被害者保護関係の要綱案の内容について担当の齊藤幹事から説明してもらうことにします。

また、本日、竹之内委員から提出された規則化提案事項については、要綱案の審議の後に、その御説明と御意見をお願いしたいと思います。

それでは、齊藤幹事をお願いします。

齊藤幹事 それでははじめに「被害者参加制度」について定めた「第一 刑事訴訟規則の一部改正」について説明させていただきます。なお、参考資料6の「被害者参加制度の規則要綱案について」は、資料3の要綱案を踏まえて手続の流れに沿って説明を加えておるものです。

一番は、被害者参加の申出がされた旨の通知の方式について、原則として書面でしなければならない旨を定めたものです。二番は、被害者参加人が弁護士に委託をした場合の届出に関する規定です。二番の1は、法第316条の34及び第316条の36から38までに規定する行為を弁護士に委託した被害者参加人は、当該行為を当該弁護士に行わせるに当たり、あらかじめ、委託した旨を当該弁護士と連署した書面で届け出なければならない旨を定めたものです。二番の2は、届出の効力について、審級ごとである旨を明確にした規定です。二番の3は、届出書面に委託した行為の特定に係る記載がないときには、法第316条の34及び法第316条の36から38までに規定するすべての行為を委託したものとみなす旨を定めたものです。二番の4は、弁論が併合された事件についても、届出の効力を有する旨を定めたものです。二番の5は、被害者参加人が委託を取り消した場合は裁判所に書面で届けなければならない旨を定めたものです。三番は、代表者の選定の求めの記録化に関する規定です。四番は、選定された代表者の通知に関する規定です。五番、六番は、被害者参加人による事実及び法律の適用に関する意見陳述に関する規定でありまして、五番は意見陳述の時間、六番は意見陳述の時期についての規定です。七番は、決定の告知に関する規定です。八番は、規則第38条2項の証人等の尋問調書の記載事項の規定を改正するもの、九番は、規則第41条2項の検証等の調書の記載事項の規定を改正をするもの、十番は、現行の公判調書の記載要件に関する規則第44条を改正するものです。これらは、被害者参加制度の実施に関しまして、記録上明らかにする必要があると考えられるものを必要的記載事項として定めたものです。

続きまして、「損害賠償命令制度」に関する事項について定めた「第二 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正」について説明させていただきます。なお、参考資料7の「損害賠償命令制度の規則要綱案について」は、資料3の要綱案を踏まえまして手続の流れに沿って説明を加えておるものです。

要綱案の一番は題名に関する規定、二番は趣旨に関する規定でありまして、いずれも損害賠償命令制度の創設に伴い、規則の題名及び趣旨を変更するものです。三番は、申立書の記載事項等に関する規定です。申立書には、法第9条第2項によりまして当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足る事実を記載することとされる一方、第9条第2項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはならないこととされており

ます。これを受けて、三番の1は、損害額の内訳のほか、刑事被告事件の表示等の形式的な事項を記載しなければならない旨を定めたものです。三番の2は、刑事被告事件に係る訴因として特定された事実を申立書に記載するには、当該事件の起訴状の記載を引用することができる旨を定めたものです。四番は、申立書の送達等に関する規定です。四番の1は、申立書の送達について、訴状と同様、申立人から提出された副本によってすることを定めたもの、四番の2は、四番の1の規定について、訴えの変更及び選定者に係る請求の追加の書面の送達についても準用する旨の規定です。五番は、審理期日の呼出しに関する規定です。五番の1は、審理期日の呼出しについて、民事訴訟や民事保全と同様、相当と認める方法によってすることができることを定めたもの、五番の2は、呼出しがされたときは、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない旨の規定です。六番は、審理期日における手続に関する規定です。法第16条第1項では、刑事被告事件について有罪の言渡しがあった場合には、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日を開かなければならないとされておりますけれども、六番の1は、最初の審理期日で裁判所が行う手続として、法第16条第4項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、申立書に記載された事実に対する相手方の認否及び申立人の主張の補充を聴くものとする旨を定めたものです。なお、相手方から事実の認否を聴く前提といたしまして、請求の趣旨に対する答弁も聴くことを想定しています。六番の2は、最初の審理期日以降の進行について定めたものですが、この手続では4回以内の審理期日において審理を終結しなければならないとされていることにかんがみ、裁判所は、期日を続行する場合には、必ず次回期日を指定しなければならないこととするとともに、次回期日に行う手続及び当該期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとしたものです。七番は、主張書面及び書証の提出方法について、この手続と同様に任意的口頭弁論の手続をとる民事保全と同様の規定を置いたものです。八番は、口頭弁論調書又は審尋調書の作成について、民事保全と同様、各調書の記載の省略等についての規定をおいたものです。九番は、決定における申立書等の引用に関する規定です。損害賠償命令の申立てについての裁判は、法第18条第1項各号の事項を記載した決定書を作成して行わなければならないところ、このうち、法第18条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、民事保全と同様、損害賠償命令の申立書その他の主張書面を引用することができることを定めたものです。十番は、決定書の送達はその正本によってする旨を規定したものです。十一番は、異議の申立ての方式等に関する規定です。十一番の1及び十一番の2は、異議の申立てについて、その性質の重要性にかんがみ、書面でしなければならないものとし、裁判所は、異議の申立書の写しを相手方に送付しなければならない旨を規定したものです。十一番の3は、異議申立書に攻撃防御方法等が記載されていれば、その記載部分は準備書面としての性格をも有し、準備書面の規定が適用されることになると考えられるため、その旨を明らかにするために規定したものです。十二番は、異議申立権の放棄及び異議の取下げに関する規定です。十二番の1は異議を申し立てる権利の放棄は裁判所に対する申述によってしなければならない旨を定めたものです。十二番の2及び3は、法第19条第6項で手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則である民事訴訟法第358条、これは異議申立権の放棄に関するものですが、及び第360条、異議の取下げに関する規定ですが、これらの規定が準用されていることから、手形訴訟及び小切手訴訟と同様、異議申立権の放棄の方式及び放棄があった旨を相手方に通知することを定めるとともに、異議の取下げの書面の送達は取下げをした者から提出された副本によってする旨を定めたものです。十三番は、法第20条1項等の規定による指定に関する規定です。法第20条第1項では、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地、その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地ですけれども、これを管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなすとされております。この指定は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議の申立ての時まですることができることと解されますけれども、異議後の民事訴訟手続がどの裁判所に係属するかは被告人にも影響があることから、十三番の2におきまして、できる限り、申立書に記載してしなければならない旨を定めたものです。また、十三番の1は、申立て後に第20条第1項の指定や変更をする

場合にも、その性質の重要性にかんがみ、書面でしなければならないものと規定しております。十三番の3では、1の書面が提出されたときは、その旨及びその内容を相手方に通知しなければならない旨を定めたものであります。十四番の1は、移行後の民事訴訟において、法第22条が、刑事裁判所から送付された記録についての書証の申出は、書証とすべきものを「特定」することによりすることができるの特例を定めておりますところ、この特例による書証の申出について、申出の対象を明確化するため、書面によらなければならないものとするとともに、その「特定」の仕方を定めたものです。また、十四番の2は、この申出の書面に立証趣旨を記載させ、証拠説明書の機能をも持たせることとしたものです。十五番の1は、特例による書証申出をする場合に、損害賠償命令事件の当事者でない者を相手方とする訴訟の弁論が併合されているときは、その者は、必ずしも損害賠償命令事件の審理の対象となった資料等の内容を了知しているものではないことから、民訴規則第137条第1項と同様、その者の分の書証の写しを提出しなければならないことを定めたものです。また、十五番の2につきましては、その書証の写しについて、民訴規則第137条第2項と同様、当事者が直送をすることもできることを定めたものです。十六番は民事訴訟規則の準用に関する規定、十七番は民事訴訟費用等に関する規則の準用に関する規定になります。以上でございます。

甲斐中委員長 それでは、御意見をいただくこととします。まず、資料3の要綱案第1の被害者参加制度に関する「刑事訴訟規則の一部改正」について御意見、御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

小野委員 質問があります。被害者参加の関係で、参加申出の時期であるとか、被害者参加人が証人尋問、被告人質問又は意見陳述などをいつ行うかということは必ずしも明確ではないのですが、公判前整理手続が行われている事件で、審理予定が策定されている場合に、被害者参加人の法廷における活動の運用のイメージといたしますか、その辺りはどのような考え方になっているのかお聞かせいただければと思います。

甲斐中委員長 まず法務省の方から御説明ございますか。

小野委員、いまおっしゃっているのは、被害者参加制度の制度趣旨ということですか。

小野委員 基本的にはそういうことになります。

齊藤幹事 事務局から先に若干補足させていただきますけれども、先ほど御紹介させていただきました参考資料6「被害者参加制度の規則要綱案について」がございます。これにつきましては、被害者参加制度に関して準備会を持たせていただいたときに、配布させていただいた資料になりますけれども、いま委員長からお尋ねがあった被害者参加制度の趣旨等を踏まえまして、事務局で用意したものになります。準備会の場合では、ここで書いている規則要綱案の運用イメージ等については概ね異論がなかったところでございます。

甲斐中委員長 小野委員、この制度について、さらに何か具体的に質問されますか。

小野委員 要は、現場で執務を行うにあたって、どのような審理がイメージされるのかということ、少し確認させていただきたいという程度のことなのですが、要するに、公判前整理手続があって、それなりの幅はあるんでしょうけれども、審理予定が決められていく。そういう中で、公判前整理手続のところで参加の申出があれば、それを踏まえて審理予定も策定されていくんだらうと思っておりますが、そうではないところで被害者参加の申出がなされることもあり得るわけですから、そういうような場合に、被害者参加人が証人尋問をやるのかどうかは分からないし、被告人質問もやるのかどうか分からない、あるいは意見陳述もどうなるかということで、弁護士からすると、どんな具合にどう進んでいくのかなと思うわけです。実際にそれが行われるときには、裁判所の訴訟指揮その他の形でどのようなイメージがあるのか、お話しただけのものがあればお願いしたいという趣旨でございます。

大野委員 法務省刑事局長の大野です。公判前整理手続に関連して、被害者参加に関するお尋ねがありました被害者参加の申出については、時期の限定がないわけでありましてけれども、被害者が参加して行われる公判が、円滑適正に行われるためには、公判前整理手続の中で被害者参加を見込んだ形での審理計画

が立てられることが望ましいことは言うまでもないわけでございます。したがって、ここから先は運用ということになります。公判前整理手続が行われる以前の段階で被害者の参加意思が確認されることが望ましいだろうと思われるわけございまして、今後、被害者参加の可能な事件につきましては、検察官としても、公判前整理手続が行われる以前の段階でできる限り被害者の意思を確認し、その申出を受けるような形で手続を進めていく必要があるだろうと考えています。

甲斐中委員長 ありがとうございます。小野委員、いまの回答でよろしいですか。

小野委員 できる限りそういう運用がなされることが望ましいと思っておりますが、さらに先ほど来申し上げておりますように、意見陳述は時間を定めることができるようですが、証人尋問や被告人質問において、私たちの経験で、往々にして、民事事件などで御本人が質問したりするときに、意見に亘るような質問が続いたり、長い質問になったりというようなことが見受けられるので、裁判所の考え方としては、実際の現場の裁判で行われることですから、それぞれの裁判官の訴訟指揮にもよるということは当然だと思いますけれども、この法律と規則の運用のイメージとしては、だいたいこのようなことで審理は考えられているんだというものがあれば、それについてもお聞かせいただければと思うのですが。

甲斐中委員長 不適切な尋問がされた場合の運用のイメージですね。これは裁判所と検察庁の双方から御発言をお願いしたいと思いますけれども、まず、裁判所の方から、どういうふうに考えておられるのか、どなたかお願いします。

合田幹事 東京地方裁判所の合田でございます。運用面の話ですので、私の方から一言述べさせていただきます。

今回導入されました被害者参加制度の趣旨につきましては、私どもも、参考資料6の冒頭部分に書いてありますように、被害者等が裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を取得した上で、検察官との間の密接なコミュニケーションを保ちつつ、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに、被告人質問等の一定の訴訟活動を自ら直接行うという制度であると理解をしているところでございます。そのような理解の上で、いま話が出ております被害者参加人の証人尋問につきましての刑訴法第316条の36の規定を見ますと、その申出は尋問事項を明らかにして検察官になされ、検察官はその事項について、自ら尋問する場合を除き、意見を付して、裁判所に通知するものとされておりますので、この段階で、検察官において尋問事項が不適切であると考えた場合には、その旨の意見を付した通知が裁判所にされるものと理解しております。また、先ほどの第316条の36の規定によりますと、裁判所は、その許否の判断に当たりまして、弁護人の意見を聴くことにもなるわけです。したがって、裁判所としては、いま述べましたような、検察官と弁護人の意見を踏まえて、この証人尋問の申出を認めるかどうかを判断するということとなりますので、この段階で、不適切な事項の尋問申し出に対しては一定のスクリーニングが働くと考えているわけですが、さらに実際の証人尋問の場におきまして、仮に不適切な尋問等がなされた場合には、検察官や弁護人等の尋問に対する訴訟指揮と同様に、刑事訴訟法と刑事訴訟規則に基づきまして制限をすることになると考えております。

甲斐中委員長 それでは同じ問題について、検察庁の方からどなたか御発言いただけませんか。

上富幹事 幹事の上富でございます。ただいま合田幹事から御説明がありましたとおりでございますけれども、検察官としては、検察官自ら尋問すること以外の事項につきましては、検察官の立場から適切か不適切かについての意見をきちんと裁判所にお伝えするという形で臨むことになろうかと思っております。

甲斐中委員長 他に御質問、御意見ございますか。

岡幹事 幹事の岡でございます。ただいまの質疑応答に関連して質問いたします。不適切な質問や尋問がなされた場合の対応については、当然いまのようなお答えになると思いますが、そのこととは別に、審理予定を立てるときに、被害者参加人等による質問や尋問について、どのように取り扱うかが問題になります。特に被告人質問については、被害者参加人等が質問できる事項が必ずしも限定されておられませんので、質問の数や時間について、審理予定との関係でどのように取り扱うかについて、実務上問題が生じうるのではないかと疑問もありますので、運用のイメージがあれば伺いたいと思います。

齊藤幹事 いま御指摘のとおり、審理計画を立てる段階でということになりますと、そのときには被害者参加人あるいはその弁護士の方がいらっしゃる場合もあるかと思えます。先ほど法務省の方からもありましたけれども、その場合、参加意向の把握ということに努めて、いろんな情報を収集することも一つの対応ではないかと思われま。さらにもう少し被告人質問の制度について考えてみますと、公判において被害者参加人から申出のあった事項のうち、その事項というのは意見の陳述に必要なものに限られるということ、さらに検察官が自ら質問するものについては、被害者参加人等による質問は行われたいということになっておりますので、公判前整理手続の段階で、被害者参加人の質問を見込んで時間を調整するということまでは、必ずしも必要ないのではないかと思われま。もっとも、実際の公判の場面になりますと、裁判所としましては、検察官からの申出の通知を受けまして、被害者参加人等による質問が認められることになる場合には、あらかじめ、訴訟指揮の一環としまして、被告人質問に要する時間を確認しておくという場合も多いであろうということを考えております。

甲斐中委員長 他にございますか。

番幹事 被害者支援をしております弁護士の番と申します。いまの色々なお話を伺ってございましたが、私たち支援をしている弁護士としては、まず弁護士が付いて、被害者の方にこの制度を使っていただきたいと思っておりますので、不適切な質問等は、できる限り弁護士も含めて検察官とよく協議をして進めて参りたいと思っております。それからもう一つ私の意見ですが、今回の規則の要綱案には入りませんでしたけれども。今回の制度は委託を受けた弁護士が全てできる制度です。現行の意見陳述などは、被害者本人又は御遺族がなさるものであって、被害者支援をしている弁護士は意見陳述をする前の援助という形でしか関わっておりませんが、今回の制度は全て委託を受けた弁護士ができますので、そういう意味では、公判期日について、刑訴法第316条の3第2項で、被害者参加人にも通知するという規定がございますので、委託を受けた弁護士が付いた場合には委託を受けた弁護士に通知するということを規則に盛り込んでいただきたいと思いましたが、法の規定に含まれるという御意見だったものですから、要綱案に入っていないのは致し方ないかと思われま。現実には、たとえば公判前整理手続、裁判員裁判の事件など連日開廷になるということになりますと、その前に委託を受けた弁護士が付いている場合には、是非、通知ではなくて事前調整の上の通知をお願いしたいと思います。法制審でも申し上げましたが、現実にはいまは全部決められた形で期日が投げかけられておりまして、支援をする弁護士は、殺人事件などでかなり期日がつまってますと、5人、7人、10人ぐらいで付かないと傍聴にも行けないという状況になっております。ですから、もちろん決められた後に弁護士が付いた場合は致し方ないのですが、そうでなければ、今回、被害者がこの制度をちゃんと使えるためにも、その在廷の確保、被害者の権利について、そのような運用をお願いしたいと思います。

甲斐中委員長 いまのは御意見ということでよろしいですか。他に御意見、御質問はございますか。なければ、そろそろ次に移りたいと思われま。それでは、被害者参加制度に関する刑事訴訟規則の一部改正についての御意見、御質問については、これで一旦打ち切らせていただきまして、次に、資料3の要綱案第2の損害賠償命令制度に関する「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正」について御意見・御質問をいただきたいと思われま。まず、要綱案についての御意見、御質問いかがでしょうか。

ないようでしたら、次に、竹之内委員から本日提出されました損害賠償命令制度に関する規則化提案事項に移らせていただきたいと思われま。よろしいですか。では、竹之内委員、御説明をお願いいたします。

竹之内委員 本日机上に配布させていただきましたけれども、お読みいただいていないと思われま。私どもの提案を読み上げさせていただきます。

刑事収容施設に収容された相手方の出頭ということでございまして、法16条関係でございましてけれども、この1、2にありますような規則を制定すべきだと考えております。

まず第1項でございまして、「裁判所は、法第16条第2項の呼出しを受けた相手方が刑事収容施設に

収容され、又は留置されている場合において、相手方の防御の必要性、審理の状況その他の事情を考慮し、相手方を審理期日に出頭させることが相当と認めるときは、その旨を刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者に通知しなければならないこと」であります。

第2項でございますが、「前項の通知を受けた刑事施設の長、留置業務管理者若しくは海上保安留置業務管理者又はその代理者は、相手方を審理期日に出頭させるよう努めなければならないこと」であります。

趣旨についても、そこに書いておりますが、若干敷衍しながら申し上げたいと思います。法第16条第2項は、「審理期日には、当事者を呼び出さなければならない」と規定いたしております。しかし、損害賠償命令事件を含めまして、民事裁判の期日に呼び出された当事者が刑事収容施設に収容又は留置されている場合、出頭を実現するための規定は設けられておらず、早急に法令の整備が必要であると考えております。ちなみに、準備会でも指摘させていただいたところでありますけれども、日弁連が法務省矯正局に照会いたしました結果では、平成15年の1年間で、受刑者及び死刑確定者から民事訴訟への出廷の出願件数は約430件でありまして、このうち裁判所への出廷を許可した件数は約80件であると伺っております。結局、2割弱しか出廷が許可されていないということになります。また、原告、被告の区別では、原告が約4割、被告が約5割ということであります。これは5年前ということになりますけれども、現状もおそらくこの平成15年の状況とあまり変わらないのではないかとこのように思っております。この出廷を許可するか否かの基準についてであります。法務省矯正局の御回答では、具体的事件における出廷の必要性の程度、及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案して、行刑施設長の裁量によりその許可が決定されることとなることとあります。かような現状からいたしますと、刑事施設等に収容されている損害賠償命令の相手方につきまして、有罪判決の言渡し直後に開かれる第1回目の審理期日、これは出頭が確保できるものと思っておりますが、これはともかくといたしまして、第2回以降の審理期日につきまして、出頭の確保が図れるのか危惧しているところであります。規則をもって措置することが必要だと考えます。かような実情が立法事実であるということとあります。

次に、出頭確保の方法でありますけれども、先ほど読み上げました案文の第1項でお示ししておりますように、裁判所が、代理人の選任の有無等による相手の防御の必要性といったもの、それから、証拠調べの予定等の審理の状況、既決、未決の別等その他の事情、これらの事情は第1回審理期日の際にはおおよそ判明していると思われるところであります。これらの事情を考慮して、刑事収容施設に収容又は留置されている相手方を審理期日に出頭させることが相当と認めるときはその旨を刑事施設の長等に通知するものとし、案文の第2項でお示ししておりますように、通知を受けた刑事施設の長等に相手方を出頭させる努力を求めるとするのが相当であると考えまして御提案をする次第であります。

なお、準備会におきましては、この第2項につきまして、「出頭させなければならないこと」ということで御提案をいたしましたけれども、本日お示ししましたものは、準備会での御意見も踏まえまして、「出頭させるよう努めなければならないこと」というふうに修正をいたしております。

ところで、準備会では、私どもの提案に対しまして、おおよそ2点の御指摘、御意見をいただいたというふうに承知をいたしております。

1点は、通常の民事裁判手続においては、御提案しているような規則はないわけではあります。そのような前提で、損害賠償命令事件について、通常の民事裁判手続以上に出頭の確保が図られなければならない、そのようにするのはなぜなのかという御質問、あるいは損害賠償命令事件は相手方に特に不利益を課すことになるのかという点の御指摘でありました。この点につきましては、私どもも現在考えを改めました。損害賠償命令事件におきましては、相手方に対する手続的保障の面では、通常の民事裁判手続に比べまして簡素化していますものの、他方では擬制自白の適用が排除されているというようなこともございまして、現在は、一概に損害賠償命令事件の方が出頭確保の要請が大きいとまではいえないと考えております。しかしながら、出頭確保の要請というものは、通常の民事訴訟手続でも損害賠償命令事件についてもイーブンだと考えるといたしましても、先ほど述べました出頭許可の現状からいたしますと、相手方のかなりの部分は刑事収容施設等に収容されたままの状態、損害賠償命令事件の審理に臨むことになると

想定されるわけでありまして、なお御提案しておりますような内容の規則を設ける必要があると考えております。民事訴訟規則にはそのような規定はありませんけれども、それゆえに、損害賠償命令に関する規則にかような規定をおくことを否定することは本末転倒ではないかとも考えているところでございまして、民事訴訟規則にも同様の規定が設けられるべきであると考えております。

もう1点御指摘がございましたのは、最高裁規則をもって刑事施設を縛ることができるのかというものでございます。しかし、現に、たとえば刑事訴訟規則第297条であります。この規則は、刑事施設の長等に対して、刑事施設等に収容されている被告人等が、裁判所等に対しまして、「申立てその他の申述をしようとするときは、努めてその便宜を図り」、ことに、被告人等が「自ら申述書を作ることができないときは、これを代書し、又は所属の職員にこれを代書させなければならない」と規定しているところでありまして、少なくとも、「努める」ことを求める限度では、規則として定めることが可能ではないかと考えております。

是非、御賛同いただければありがたいと存じております。以上でございます。

甲斐中委員長 ありがとうございます。いま竹之内委員の方から、準備会での議論も含めて詳細かつ具体的な趣旨の説明がございました。この問題について、色々な御意見があるかと思いますが、まず法務省の方ではどういうふうにお考えなのですか。御意見いただけませんかでしょうか。

大野委員 1つ目の問題点は、損害賠償命令事件と民事訴訟との間で、損害賠償命令事件についてのみ殊更に異なった規定を設けるということは、バランスを欠いて相当ではないのではないかとこの点でございます。それから、2点目、これは規則による刑事施設等への義務付けの点であります。今回提案されている義務付けは、あくまでも努めることの義務付けであるということでありましたけれども、それでも裁判所の規則で刑事施設の長に対して義務付けを行うのは相当ではない、もしそのような規定を設けるのであれば、これは法律において設けるべきだろうと考えております。刑事訴訟規則につきまして例を出されましたけれども、それと、今回の損害賠償命令事件において裁判所への護送を行うということとはレベルを異にすると考えております。なお、先ほど、矯正局のこの点についての対応実績についての数字の引用がございました。私どもも同様の数字を矯正局から聞いており、430件余りの出願件数、これは平成15年の件数であります。先ほど竹之内委員が言われましたように、その中で実際にこれに応じて裁判所に出廷できるようにしたのが80件程度ある、これが2割だということでございました。それに加えまして、その430件の中で80件余りの件数は、裁判所が刑事施設内で証拠調べを行ったという事例もあるというふうに聞いているわけでありまして。これも全体の2割ということになりますから、全体の4割の事例につきましては、実質的に裁判手続に受刑者等が関与することができたということになるわけでございます。この点を付け加えさせていただきたいと思っております。

甲斐中委員長 いまのような法務省の意見がございましたけれども、他に御出席の委員の方でこの問題について御意見がおありの方はいらっしゃいますか。

井上委員 まず、御意見を申し上げる前提として、準備会での御提案では第2項を「出頭させなければならない」としていたのを「努めなければならない」と改めたのは準備会で出た意見を反映したものであるとおっしゃいましたが、「出頭させなければならない」と「努めなければならない」とのでは、どこがどう違うのか、また、具体的にどの程度やれば「努める」ということになるのか、お教えいただきたいと思っております。

竹之内委員 先ほど、拘置所等の運用については申し上げましたけれども、処遇上の問題その他も判断基準になっているということは承知をいたした上で、そうしたことも判断事情としながらやる。これが「努める」内容ではないかと思っております。単に出頭ということの必要性だけではなく、当該施設の事情というものも判断事情となるであろうし、裁判所が出頭の確保をお願いしたからといって、拘置所側の事情でできないという場合も当然生じてくるものかと、そういうことも含めて「努める」というふうに表現したということでございます。

井上委員 そこまで施設側の事情を考慮されるのであれば、いまの運用でも裁量により出頭させている

わけで、そういった事情がある場合には出頭させないが、出頭させる必要が強く、施設の方の事情とか戒護の人員の配置とか、そういう点でも支障がない場合には出頭させる、こういうことになっていると思うのです。けれども、私の印象では、それとあまり変わらない気もするのです。敢えてこういう規定を置かなければならない理由はどこにあるのでしょうか。

竹之内委員 井上委員はあまり変わらないとおっしゃるのですが、「させなければならない」ということと「努めなければならない」ということではあまり変わらないというのがいまの御指摘ですか。

井上委員 そうではなく、現在の運用でも、施設側が具体的な事情を勘案して裁量権の行使によってやっているわけですね。そして、出頭させない場合には、それなりの理由があるからだと思うのですが、この規定を入れることによって、そこにどういう違いが出てくるのかがよく分からないということなのです。

竹之内委員 拘置所の側では、出廷確保の必要性、防御の必要性といったものについて、そうしたものも判断要素にしながら許否を決定しているのだと思いますけれども、出廷の必要性といったような問題については、裁判所が一番お分かりになるわけですから、そちらの判断を尊重するということがあっていいのではないかというふうに考えております。したがって、第1項では裁判所からその旨の通知をした場合に、第2項において、もちろん先ほど申し上げたように処遇上の問題等もあるかもしれませんが、努めるという形での規定をおくことは十分意味があるものと思っております。

井上委員 第1点目につきましては、一般の民事裁判の場合との違いというものが準備会でも議論になったわけですが、先ほど、そちらにないからといってこちらに設けないのは本末転倒だとおっしゃったのですが、おそらくそれは、一般の民事の方でも当然設けるべきであると考えておられるからそういうとらえ方になると思うのです。しかし、それならそれで、一般の民事裁判の方について議論して、そちらの方で手当てをするというのが、むしろ本末の「本」の方ではないかと思うのです。もう一つこれも準備会で民事訴訟法の専門家の方からの指摘だったと思うのですが、一般の民事裁判の場合には口頭弁論主義を前提にしているのに、出頭させるという規定がなく、他方こちらの方は口頭弁論を経ないで審尋という形で行うこともできるとして、口頭弁論主義を簡略化しているのに、出頭させるという規定を設けるというのは、物事が逆転しているのではないか。そういう印象を否めないように思います。

第2点目につきましては、いまの御説明は、裁判所が事情を勘案して相当と認める場合には出頭させ、これを施設側に通知したら施設側は努力する義務を負うということでしたが、施設側が努力をするということについての最初の説明では、その段階でも施設側が個別の事情を勘案して、できる限り行うのだということだったと思います。私の質問は、むしろ、この後者の部分がそういう意味であるならば、現在裁量でやっていることとそれほど差はなく、努力義務を課すことにどれだけの意味があるかという趣旨だったのです。おそらく、竹之内委員は、義務付けをすることに意味があり、いま裁量でやっているのとは違う、より強い縛りがかかるとお考えになっているのだと思うのですが、そうだとすると、大野委員が御指摘のように、規則でそこまでできるのかということが問題になると思います。確かに、現行の規則には例に挙げられたような規定がありますが、それらは性質が違うのではないかと思います。これも準備会で申し上げたのですが、被収容者の身柄を移す、戒護を別の場所で行うことを義務づけるというのは、身柄を拘束し、管理するという施設の職務の本体に踏み込むことですね。そこに踏み込んで義務付けをすることになるので、身柄の管理については触れないで、書類の受け渡しや通知だといった範囲で便宜を図ることを義務付けることとは性質が違うだろう。そのように準備会でも申し上げたのですが、今日の御説明でも、これに対するお答えになっていないのではないかと私は思います。

竹之内委員 若干大野委員に確認したいと思っております。いま私どもが提案しております第1項のような、出頭させることが相当と認めるという形で、裁判所が拘置所等に出頭を求めるということが現実にあるだろうと思っております。そのような事例も聞いておりますけれども、そのような場合に、刑事施設の長等としてはどのような対応になるのか、先ほども少しお話があったのかもしれませんが、もう少しお聞かせいただければありがたいと思っております。そのお答えを聞いた上で、井上委員のいまの御意見

に対して少し申し上げたいと思っております。

大野委員 損害賠償命令制度の手続への出頭でございますけれども、まず第1回につきましては、先ほど竹之内委員が御発言になったように、刑事被告事件について有罪の言渡しがあった場合に「直ちに」ということになっておりますから、同じ日に行われることが基本だろうということをごさいますて、第1回目の期日については、基本的に刑事被告事件の被告人が引き続いて出頭することができるだろうというふうに考えておるわけでありまして、したがって、問題は第2回以降ということになるわけでありまして、矯正局は、民事裁判一般の出廷につきまして、先ほど既にお話がありましたように、個別具体的な事案ごとに本人が訴訟を遂行しなければならない必要性があるかどうか、出廷させることによる拘禁への影響の有無、程度、あるいは出廷させるための戒護要員等の確保が可能であるかどうか等を総合的に勘案してその可否を決定しているということをごさいます。そして、現在も、可否決定の判断に当たりまして、本人の出願だけということではなく、裁判所の方から事実上の御連絡ないし申入れをいただくこともあるやに伺っているわけでありまして、そうした裁判所から被収容者本人の出廷について、何とか便宜を取り計らってもらいたい、必要だというふうに考えているというような連絡があった場合には、これまでと同様、これからもできる限り考慮していこうという姿勢でございます。ただ、矯正局に代わって申し上げるならば、裁判所から連絡があっても、本人が出頭を拒否する場合もあるかもしれませんし、当該被告人の動静等によりましては、身柄の確保が困難で色々問題を生ずるといような事情がある場合もあると思われまして、さらには、出廷のために戒護要員の確保ができないといような場合もあり得るわけでありまして、そうした場合には、裁判所からの連絡があっても、出廷させることができない場合もあり得るということをごさいます。しかし、基本的には裁判所からそういう連絡があった場合にはできる限り考慮するよう運用をしていくということをごさいます。

甲斐中委員長 裁判所からの申し入れなんです、裁判所の方で、そういう実情にあるのかどうか、ひと言御説明いただけませんか。

花村幹事 最高裁判事局第一課長の花村でございます。民事訴訟におきましても、いま問題となっておりますような刑事収容施設に収容されている方が、原告あるいは被告として民事訴訟の当事者として関与しておられるという場面がもちろんあるわけでございます。民事訴訟におきましては、とりわけ主張の整理の段階と証拠調べ、特に当事者本人尋問の場面の2点のところで、一定の場合には当事者の方に出席していただく必要がある場面がもちろんあるわけでございます。主張整理のところにつきましては、いまの民事訴訟法では、基本的には口頭弁論において口頭でするのが原則であります、書面による準備手続といような必ずしも出席を要しない形での争点の整理もできるようになっておりますので、そういった手続も活用しながら、真に当事者に出頭していただくことが必要な場面においては、いま御指摘がありましたような事実上の連絡を収容施設の方にさせていただいて、是非出席を許可いただきたいという連絡をする場面もあると伺っております。また、証拠調べの場面におきましても、是非、法廷に来ていただきたいという場面もあるかと思っておりますけれども、先ほども御指摘がありましたように、裁判所の方から逆に刑事収容施設の方に出張という形で出向いて、そこで尋問を行うこともできますので、こうした書面による手続あるいは出張尋問といような様々な手法も用いながら、真に必要なときには出席要請をさせていただいているといような実情にあるというふうに認識しているところでございます。

竹之内委員 ただいまの大野委員のお話には納得をいたしました。井上委員の御指摘も踏まえまして、第2項につきましては提案を撤回させていただきます。第1項のみということで、御審議をいただきたいと思っております。

井上委員から、先ほど、どちらが本でどちらが末なのかというお話がございました。しかし、損害賠償命令制度は、まさに相手方は典型的どころか被告人だったものということになるわけでございます、その多くは刑事施設に収容されていることが多いということであり、保釈になっていない限りは、当然身体拘束を受けているということになるわけでございます。そのような形で法律が制定される際に、そういう差異があるからこそ、この問題が焦点化しているのではないかと私は思うわけでございます、まだ施行までには

時間もあつたわけでごさいますし、民事訴訟規則の方での御検討の時間も場合によってはあるのではないかとおもうておまして、こちらについては、現在の民事訴訟規則にそのような規定がないという前提で、それとの平仄を合わせるというのではなく、むしろ新しい法律の中でこのような規則が制定されるべきではないかとおもうておまして。

甲斐中委員長 第2項は撤回して、第1項のみということですが、この段階でさらに御異論ございますか。

明賀委員 第1項のみということになりましたら、裁判所の方で、この点についてどうお考へになるかということをお聞かせ願いたいということと、先ほどの花村幹事の御説明によれば、事実上通知をしているということでありまふので、第1項を規則として入れるということ自体は特別不都合ということはないとおもうのですが、その点について、裁判所の方で何か御見解があるようでしたらお聞かせ願えればと思ひます。

甲斐中委員長 では、裁判所の方からどなたか御意見いただけますか。実務の運用に照らして、第1項のみの場合どうかということですが。

齊藤幹事 御提案の趣旨は、民事一般に広がる御提案だと受け止めておられますけれども、裁判所といたしましても、損害賠償命令制度に限った規則制定の中で、こういうものが入るとということについては、他の民事事件との関係で、先ほど来御指摘のある任意的口頭弁論であること、あるいはこの手続で想定しておる審理のイメージなどを考へても、規則化については、やや疑問があるという感を持っておられます。それから、民事事件の実情について先ほど民事局から御紹介がありましたけれども、この損害賠償命令手続につきましても、審理上必要があるという場合に、刑事施設側に事実上何らかの御連絡を差し上げるということは、十分考へ得るのではないかとおもうのですが、そのことを必ず裁判所が規則上の義務として判断して通知をするということについては、やはり疑問があるとおもうておられます。

岡幹事 第2項と絡んで議論されてきましたが、第1項だけを取り出して、改めて見てみると、ここに書かれてあること、すなわち、防御の必要性、審理の状況その他の事情を考へて、出頭させることが相当と認めるときは、そのことを通知するという、この通知とは事実の通知つまり出頭必要性についての裁判所の判断を通知するということになると思ひますが、このような通知を定めることを否定すべきとする理由はないのではないかとおもうておます。もちろん、バランス論ということについては、それはそれで理解できます。民事訴訟の方が本体だから、ここだけ作るのはいかがかという議論であれば理解できますし、また、そうだとすれば、今後の検討課題とされることになると思ひます。先ほどの最高裁の説明は、この点を指摘された趣旨かもしれませんが、そうではなく、そもそも運用で行われているので規則は不要だとされる趣旨にも聞こえたのですが、最高裁判所規則には、裁判所の訴訟指揮権で行われることである事項であっても考へすべき要素を確認的に示しておく役割もあると思ひます。この点の理解を確認しておきたいのですが。

甲斐中委員長 第1項のみになった場合どう考へるかということについて、法務省の御意見をいただけますか。

大野委員 一般の民事訴訟とのアンバランスの点を別にいたしましても、法務省としては、第1項だけであっても、設けることは相当でないとおもうておます。確かに、裁判所が通知することにとどまるのかもしれないけれども、先ほど来申し上げたように、実際に矯正施設が被告人といひましようか、この損害賠償命令の手続の相手方を裁判所に連れて行けるかどうかというのは、かなり微妙な判断でございます。先ほど申し上げたとおり、裁判所から連絡があればできる限り考へさせていただくわけですがけれども、しかし同時に、マンパワーの問題や戒護の問題等もございます。したがって、通知しなければならないということだけ規則に規定されたとしても、通知された側といたしましても、対応できないということでは果たしていいのだろうか、問題が生じるように思ひます。事実上の連絡を規則で通知に高めるのであればそれ程差はないじゃないかというような御趣旨の御指摘だったとおもうのですが、事実上の連絡であれば、その後の調整の結果、裁判所が拘置所に行きますというようなこともあり得るわけでありまして、実際に出頭さ

せるかどうかの運用については、おそらく色々なバリエーションがあり得ると思うのです。その辺りも含めて、事実上裁判所から御連絡をいただいて調整するというのが、運用の仕方としては適切なのではないだろうか、これに対し、裁判所が出頭させることが相当だという通知をすることを規則で定めるのはいかなものかというふうに思うわけでございます。

齊藤幹事 裁判所としては既に期日の呼出しをしているわけで、それに加えて出頭させることが相当かどうかということ判断して何らかの通知をするということになりますと、裏を返せば、呼出しはしているけれども、それほど出頭させなくてもいい、あるいはそこまでの事情が認められないというものを考えるということになり、規則でこういうものを義務付けるということについては、屋上屋であるし、呼出しとの関係でも相当ではない。やはり、いまあったように、事実上の運用にとどめておくべきではないかというふうに思っております。

岡幹事 いまの御意見については、少し理解に苦しむところがあります。期日の呼出しをしたとしても、呼出しを受けた者が刑事施設に収容されているという現実があり、出頭が相当であるとの裁判所の通知を施設の長等に行うことに意味がある場合があるというのが提案の趣旨ですから、期日は呼出しをするということ、ここでの議論に持ってくるのはいかがだと思います。それから、大野委員の御発言にも少し理解できないところがあるのですが、仮に、これまでも事実上行われており、また、いずれにしても裁量があるのだから、規則で決めるのは相当でないという趣旨だとすると、ややおかしい議論だと思います。これは国民の裁判を受ける権利に関わる問題ですから、事実上のところで、あうんの呼吸でやっているの、その方がよいという議論は適当ではないはず。しかも第1項は、あくまでも訴訟手続に責任を持つ裁判所が必要だと判断したときに通知すべきことを定めるもので、その通知がなされたときに矯正側が応じられるかには、戒護上の事情等についての裁量判断であることは前提とされているものです。このような規定に基づいて、裁判所の判断は判断としてきちんと示された上で、戒護上の事情などによる判断が矯正側で行われていくことは、国民の裁判を受ける権利の実効的保障が、どのような実情にあるのかをはっきりさせる点からも意味があると思います。この点では、さきほどの第2項についての議論で井上委員がおっしゃった点が関連すると思うのですが、第2項の義務というのは行政機関の業務本体に直接関わるものであるとの御指摘は、人的措置や予算上の措置などにも関連する事柄を裁判所の規則で定めることの問題点にかかわる議論であり、私としてはなるほどと思ったわけですが、この事件では出頭の必要性があり相当だと裁判所が判断した場合に通知を出す、人的体制等のために応じられない場合があるのだとすると、仮にそのような事例が積み重ねられていったときには、人的措置や予算上の措置やむしろ法制に責任を持たれている法務省としてどうされるかが真剣に議論されていくことになるはず。

甲斐中委員長 他に御意見ございますでしょうか。

井上委員 いまの議論とは違う視点ですが、私はやはり、民事訴訟一般との関係が気になります。つまりこの手続では、典型的に相手方になるのが刑事の被告人であり、身柄を拘束されているので、先に規定を設ける意義があると、こういう御説明だったと思うのですが、民事の場合、被告であろうと原告であろうと、権利を保障する必要があるという意味では同じはず。その人が身柄を拘束されているときに調整する必要があるということも同じはず。したがって、被告だから特に先に手厚くしなければいけないという理屈は成り立たないと思います。そうだとすると、一部の被告について、先にこのような規定を置くことになった場合には、次にそれでは他の被告や原告についてもというふうに、本体の方の議論につながっていく可能性が高い。それを意図されているのかもしれませんが、そのようなやり方は議論としてはフェアじゃないので、こういう通知をするべきだということならば、それはやはり本体の方で議論すべきだと思います。しかも、その本体の方についても、先ほどの大野委員や齊藤幹事のように、当然にはそうならないという御意見もあるわけですので、その議論をはこの場でやるのがふさわしいのかという疑問があります。ここには民事訴訟の専門家や民事局長等も入っておられますけれども、この場でやることではないような気がします。

高橋委員 竹之内委員の御提案には、いくつかの問題点があると考えます。まず第1点は、既にいくつ

も意見が出ていますが、そもそも民事訴訟規則にこういう規定がないのに、原則として異議が出れば裁判の効力が失われてしまうというような手続でこういう規定を特に定めるのは、法制的にみて、かなり問題ではないかという点です。第2点は、元々の提案には第2項があって、これはいわば法的効果に当たるものなのですが、この法的効果の部分削除した何の法的効果もない、単なる通知というものを定めた規定を設けることが果たして法制的に適当なのかどうかという点です。通知された場合に相手方はどういう義務があるのか、訓示規定であっても、通知を受けた相手方はどう努力しなければならないのかという規定があってはじめて、第1項の通知を定める意味があるのであって、通知をすることだけを定めた規定を置くというのは、非常に違和感を感じます。第3点は、「相手方を審理期日に出頭させることが相当と認めるとき」という裁判所の相当性の判断についてですが、果たして裁判所側が把握している事実関係だけで、この判断を適切に行えるのかという点です。つまり、相手方の防御の必要性や審理の状況といった事情は裁判所側が把握可能な事情であり、事件の内容等を見れば分かりますけれども、大野委員もおっしゃったように、被告人の拘禁状況は、刑事施設の長が把握しているわけで、裁判に出頭する際に、出頭できるかどうか、施設や戒護の状況がどうなのか、本人が出頭を拒否しているのかどうか、そういった刑事施設の長が把握している被告人に関する様々な事情をも考慮した上で出頭させることが相当かどうかという判断に至るはずなのであって、このような事情を考慮しないで、相当性の判断を適切に行うことはできないと思われる。それでは、そのような事情については刑事施設の長の意見を聴取する手続を設ければいいじゃないかという意見もあり得ますが、そうすると、さらに手続が重くなるわけで、何の法的効果もない単なる通知のために裁判所がそこまでの手続を踏むと定めることが適当といえるかという問題が出てきます。これらの点を考慮しますと、御提案は、法制的に問題点が多くあり、適当ではないと考えます。ここは、やはり運用の面で改善を図っていただくということで、法制化の点は、民事訴訟規則なり、そちらの方で議論していただくのが筋じゃないかと思えます。

竹之内委員 さらに民事訴訟規則との関係においても、御検討されるということであれば、確かにそういうことだろうと思えますから、私だけで提案しているわけではありませんので何とも申し上げかねますが、さらに、民事規則制定諮問委員会にも諮問していただけるということがあるのであれば、それはよろしいのかなと思った次第でございますが、ただ、そういう観点からしますと、損害賠償命令制度というのは、本来民事訴訟であるはずでして、実は、刑事規則制定諮問委員会だけですむ話なのかどうかという気もいたしておるということを申し上げます。先ほどのようなお話からすれば、むしろ民事訴訟の特則という性質のものですから、それはむしろ民事規則制定諮問委員会にもかける話ではないのかなというふうには思っております。

齊藤幹事 今回の委員会には、いま竹之内委員が言われたような観点も踏まえまして、民事の学者の方、あるいは民事の事件を担当されている方にも入っていただいて議論を進めてきたところでございます。民事の関係で、今日御要望があった点、この委員会でこういう意見があったということについては、民事の部局にも伝えていきたいというふうには思っております。

甲斐中委員長 この問題は相当色々な御意見があるようですが、あまりこればかりやっているのもいかがかと思いますので、他にもうひとつ、どうしてもこの機会に御発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら伺いをして、その程度でそろそろ打ち切らせていただこうかと思えますが、いかがでしょうか。

番幹事 せっかくの機会なので、意見ということで言わせていただきます。申立書の記載事項等の規則ですが、これだけを見ると、非常に簡単です。ただ、実務をやっている弁護士としてまず思うのは、申立てに係る刑事被告事件の表示、つまり裁判所の事件番号は被害者にはすぐには分かりません。それから、事実の特定ですが、起訴状を引用することができるとされまして、これについては非常に簡単な記載で良いとなっておりますので、それもありがたいのですが、起訴状は第1回公判期日以降の記録の閲覧謄写でなければ、現在、被害者の手元には参りません。ですから、すぐ審理が終わってしまうような事件では、この制度が使えないといえますか、起訴状を見る機会というのは、判決言渡し後というようなこともあり

得るわけです。ですから、ここでは規則の記載だけではなく、運用で、たとえば被害者通知制度のときに公訴事実について詳細に起訴状と同じレベルで教えていただくとか、起訴状を対象事件の被害者が要望したら、すぐ起訴状のコピーをいただけるとか、そういうことが必要ですし、裁判所にアクセスしたときにすぐ事件番号を教えていただける、これは多分すぐできるのかなと思いますけど、こういうような運用がなければ、申立書の記載事項が成り立たないということは皆さん御理解ください。ですから、今後、特に検察庁の方には、損害賠償命令制度を使うために、できれば起訴状のコピーを被害者にいただきたいということを要望として申し上げたいと思います。

甲斐中委員長 他にございますか。なければ、御意見、御質問はこの程度で打ち切らせていただきたいと思えます。そこで、そろそろ時間も近づいて参りましたので、採決に移らせていただきたいと思えます。

諮問事項は、1「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」、2「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」というものでありましたが、事務当局からは、それぞれの要綱案が、更に竹之内委員からは、諮問事項2のうち損害賠償命令制度に関する規則化提案事項が提出されたところであります。

まず、諮問事項1及び2について、事務局で作成したそれぞれの要綱案について採決した後、竹之内委員から提出された損害賠償命令制度に関する規則化提案事項について採決をしていきたいと考えておりますが、こういう手順でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐中委員長 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

まず、事務局作成の資料2の裁判員関係の「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」について採決をいたしますが、第1の「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正」及び第2の「刑事訴訟規則の一部改正」を一括して採決の対象とさせていただきますと考えております。このような方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐中委員長 御異議がございませんので、そうさせていただきます。

それでは、採決に移ります。

事務局による、「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」に賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、反対の委員の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、事務局から採決の結果を報告してください。

齊藤幹事 ただいまの採決の結果を御報告いたします。

賛成の委員の方23名、反対の委員の方0名でした。出席委員総数は、委員長を除きまして23名でした。以上でございます。

甲斐中委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告がありましたとおり、事務局作成の資料2の「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」につきましては、挙手された委員の全員賛成で可決されました。

次に、事務局作成の資料3の被害者保護関係の「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」について、採決に移らせていただきますが、第1の「刑事訴訟規則の一部改正」及び第2の「犯罪被害者等の保護を図るための

刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正」を一括して採決の対象とさせていただきたいと思いますが、このような方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐中委員長 御異議がございませんので、そうさせていただきます。

それでは、採決に移ります。

事務局による、「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」に賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、反対の委員の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、事務局から採決の結果を報告してください。

齊藤幹事 ただいまの採決の結果を御報告いたします。

賛成の委員の方23名、反対の委員の方0名でした。出席委員総数は、委員長を除きまして23名でした。以上でございます。

甲斐中委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告ありましたとおり、事務局作成の資料3の「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の制定に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」につきましては、挙手された委員の全員賛成で可決されました。

次に、竹之内委員から提出された損害賠償命令制度に関する規則化提案事項について、採決に移らせていただきます。竹之内委員から提出された規則化提案事項に賛成の委員の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、反対の委員の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

甲斐中委員長 結構です。

それでは、事務局から採決の結果を報告してください。

齊藤幹事 ただいまの採決の結果を御報告いたします。

賛成の委員の方4名、反対の委員の方19名でした。出席委員総数は、委員長を除きまして23名でした。以上でございます。

甲斐中委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告ありましたとおり、竹之内委員の規則化提案事項につきましては、賛成少数で否決されました。

それでは、本委員会としては、要綱案を基に「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則」及び「刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則」を制定すべきであるという結論になるかと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。また、条文の技術的修正につきましては、本日の御意見を踏まえて事務局に一任するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐中委員長 御異議がないようですので、そうさせていただきます。ありがとうございました。最高裁判所としては、ただいま御承認いただきました答申に基づいて、速やかに規則案を作成し、裁判官会議に諮ることになるかと思えます。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたしたいと思えます。

長時間にわたりまして、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。